

頁	10									
該当箇所	供託金制度									
新	<p>④ 立候補するには、供託金が必要。</p> <p>例</p> <table border="1" data-bbox="265 422 1333 582"> <thead> <tr> <th>選挙の種類</th> <th>供託額</th> <th>供託金が没収される得票数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衆議院小選挙区</td> <td>300万円</td> <td>有効投票総数 × 1/10 未満</td> </tr> <tr> <td>都道府県議会</td> <td>60万円</td> <td>有効投票総数 ÷ その選挙区の議員定数 × 1/10 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※町村議会議員選挙における供託金制度の導入に伴い、「※町村議会議員の選挙については、供託金は必要ありません」の記述を削除。</p>	選挙の種類	供託額	供託金が没収される得票数	衆議院小選挙区	300万円	有効投票総数 × 1/10 未満	都道府県議会	60万円	有効投票総数 ÷ その選挙区の議員定数 × 1/10 未満
選挙の種類	供託額	供託金が没収される得票数								
衆議院小選挙区	300万円	有効投票総数 × 1/10 未満								
都道府県議会	60万円	有効投票総数 ÷ その選挙区の議員定数 × 1/10 未満								
旧	<p>④ 立候補するには、供託金が必要。</p> <p>例</p> <table border="1" data-bbox="284 919 1312 1073"> <thead> <tr> <th>選挙の種類</th> <th>供託額</th> <th>供託金が没収される得票数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衆議院小選挙区</td> <td>300万円</td> <td>有効投票総数 × 1/10 未満</td> </tr> <tr> <td>都道府県議会</td> <td>60万円</td> <td>有効投票総数 ÷ その選挙区の議員定数 × 1/10 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※町村議会議員の選挙については、供託金は必要ありません。</p>	選挙の種類	供託額	供託金が没収される得票数	衆議院小選挙区	300万円	有効投票総数 × 1/10 未満	都道府県議会	60万円	有効投票総数 ÷ その選挙区の議員定数 × 1/10 未満
選挙の種類	供託額	供託金が没収される得票数								
衆議院小選挙区	300万円	有効投票総数 × 1/10 未満								
都道府県議会	60万円	有効投票総数 ÷ その選挙区の議員定数 × 1/10 未満								